

「倉敷市感染症予防計画（素案）」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市感染症予防計画（素案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数 1人 1件

2 御意見の要旨と市の考え方
次ページのとおりです。

3 今後の予定

岡山県感染症対策委員会で審議を経た後、計画を公表します。

4 参考

意見募集期間 令和5年12月11日（月）～令和6年1月19日（金）

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市 保健所 保健課

	御意見の要旨	倉敷市の考え方
1	<p>六 市民の果たすべき役割として、「市民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。」とあります。偏った情報が溢れる中、感染症に関する正しい知識を持つことを市民の役割とすることは、いささか不安を覚えるため、倉敷市におかれましては、正しい情報の周知公表を願います。</p>	<p>倉敷市感染症予防計画では、「市民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。」を市民の果たすべき役割の一つとしており、これは、国の基本指針及び県の予防計画に即したものです。</p> <p>この役割が果たせるよう今後とも市民に対し、感染症に関する正しい情報の周知啓発に努めてまいります。</p>

パブリックコメント要約版

1 案件名
倉敷市感染症予防計画（素案）について
2 募集期間
令和5年12月11日（月）～令和6年1月19日（金）
3 趣旨・目的・背景
令和4年12月に感染症法が改正され、新型コロナウイルス感染症の対応における課題を踏まえて、都道府県や倉敷市などの保健所を設置する市は、次の感染症危機に備えるため、予防計画を策定することとされました。 そのため、この度新たに「倉敷市感染症予防計画（素案）」を策定しましたので、市民の皆さまのご意見を募集します。
4 概要
倉敷市感染症予防計画では、国が定めた「基本指針」および、岡山県が策定した「岡山県感染症予防計画」に即して、市が定めることとされた事項を取りまとめています。 主な記載事項は次のとおりです。 (1) 感染症の発生予防・まん延防止施策 (2) 検査実施体制・検査能力の向上と数値目標（検査件数、検査設備の整備数） (3) 移送体制の確保 (4) 外出自粛対象者の療養生活の環境整備 (5) 人材養成・資質向上と、研修・訓練回数の数値目標 (6) 保健所の体制確保と数値目標（人員確保等） 数値目標は、国のガイドラインを参考に倉敷市で設定しています。 その他の事項（医療提供体制等）については、都道府県が定める事項として「岡山県感染症予防計画」で定められており、現在、岡山県においてパブリックコメントを実施中です。
5 資料閲覧場所
保健所保健課、児島、玉島、水島の各保健福祉センター保健推進室（真備保健推進室を含む）、情報公開室、庄、茶屋町、船穂支所
6 提出方法
・提出先 倉敷市保健所 保健課 感染症係 ・提出方法 持参、郵送、FAX、Eメール ・提出時間 土曜・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分 令和6年1月19日（金）必着
7 問合せ先
倉敷市保健所 保健課 感染症係 〒710-0834 倉敷市笹沖170番地 倉敷市保健所 1階 1番窓口 TEL 086-434-9810 FAX 086-434-9805 Eメール hltinf@city.kurashiki.okayama.jp